

議案第124号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「(23)の項から(26)の項まで」を「(24)の項から(27)の項まで」に改める。

別表第2(1)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。(3)の項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明手数料」を「戸籍証明書の交付手数料」に改め、同表(34)の項を同表(36)の項とし、同表(7)の項から(33)の項までを2項ずつ繰り下げ、同表(6)の項中「又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類」を「の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表(8)の項とし、同表(5)の項中「又は同法」を「の交付、同法」に、「の規定に基づく届書その他市長」を「若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長」に、「交付手数料」を「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め、同項を同表(7)の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
--	---------------------------------

別表第2(4)の項を同表(5)の項とし、同表(3)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明手数料」を「除籍証明書の交付手数料」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表(2)の項の次に次のように加える。

<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同上第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--	---------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第124号参考資料
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案	現行								
<p>(使用料及び手数料の減免等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第2(24)の項から(27)の項までに定める手数料につき、次に掲げるものに対しては、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表第2(第3条、第7条関係)</p> <p>手数料</p>	<p>(使用料及び手数料の減免等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第2(23)の項から(26)の項までに定める手数料につき、次に掲げるものに対しては、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別表第2(第3条、第7条関係)</p> <p>手数料</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 1518 847 2027">手数料の種類</th> <th data-bbox="794 1115 847 1518">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 1518 1375 2027"> (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 </td> <td data-bbox="847 1115 1375 1518"> 1通につき 450円 </td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	料金額	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 586 847 1097">手数料の種類</th> <th data-bbox="794 183 847 586">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 586 1375 1097"> (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。(3)の項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録 </td> <td data-bbox="847 183 1375 586"> 1通につき 450円 </td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	料金額	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。(3)の項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録	1通につき 450円
手数料の種類	料金額								
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円								
手数料の種類	料金額								
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。(3)の項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録	1通につき 450円								

<p>されている事項の全部若しくは一部の証明手数料</p> <p>(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p> <p>証明事項1件につき 350円</p>
<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>

<p>書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>	<p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明手数料</p>	<p>1通につき 750円</p> <p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p> <p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号</p>

<p>基づく除籍電子証明書提供用識別符 号の発行(情報通信技術を活用した行 政の推進等に関する法律第7条第1項 の規定により同法第6条第1項に規定 する電子情報処理組織を使用する方 法により除籍電子証明書提供用識別 符号の発行を行う場合(当該発行に係 る除籍電子証明書の請求が同項の規 定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により行われ た場合に限る。)における当該発行及 び除籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る除籍電子証明書の請求を 行う者が同時に当該除籍電子証明書 が証明する事項と同一の事項を証明 する除かれた戸籍の謄本若しくは抄 本又は除籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。)手数料</p>	<p>1件につき 700円</p>
<p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条 において準用する場合を含む。)の規 定に基づき届出若しくは申請の受理 の証明書の交付、同法第48条第2項(同</p>	<p>1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離 縁又は認知の届出の受理につい て、請求により法務省令で定め</p>
<p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条 において準用する場合を含む。)の規 定に基づき届出若しくは申請の受理 の証明書又は同法 第48条第2項(同</p>	<p>1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離 縁又は認知の届出の受理につい て、請求により法務省令で定め</p>

<p>法第117条において準用する場合を含む。<u>若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類</u>の受理した書類 に記載した事項の証明書の交付手数料 同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>る様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円)</p>
<p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類 の 閲覧手数料</p>	<p>書類1件につき 350円</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(11) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(12) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(13) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(14) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第117条において準用する場合を含む。<u>若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類</u>の受理した書類 に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>る様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円)</p>
<p>(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(11) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(12) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(13) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(14) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(15) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(16) (略)</p>	<p>(略)</p>

(17) (略)	(略)	(15) (略)	(略)
(18) (略)	(略)	(16) (略)	(略)
(19) (略)	(略)	(17) (略)	(略)
(20) (略)	(略)	(18) (略)	(略)
(21) (略)	(略)	(19) (略)	(略)
(22) (略)	(略)	(20) (略)	(略)
(23) (略)	(略)	(21) (略)	(略)
(24) (略)	(略)	(22) (略)	(略)
(25) (略)	(略)	(23) (略)	(略)
(26) (略)	(略)	(24) (略)	(略)
(27) (略)	(略)	(25) (略)	(略)
(28) (略)	(略)	(26) (略)	(略)
(29) (略)	(略)	(27) (略)	(略)
(30) (略)	(略)	(28) (略)	(略)
(31) (略)	(略)	(29) (略)	(略)
(32) (略)	(略)	(30) (略)	(略)
(33) (略)	(略)	(31) (略)	(略)
(34) (略)	(略)	(32) (略)	(略)
(35) (略)	(略)	(33) (略)	(略)
(36) (略)	(略)	(34) (略)	(略)